

青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策要綱(以下「対策要綱」という。)第3条に規定する青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金(以下「給付金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給申請)

第2条 給付金の支給を受けようとするものは、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、対策要綱第3条第1項に規定する経済的被害(以下「風評被害」という。)の状況を証明する書類その他知事が必要と認める書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、風評被害を受けたことが明らかになった日から2箇月以内に提出しなければならない。

(給付金の支給決定)

第3条 知事は、対策要綱第3条第3項による給付金の支給の要否を決定したときは、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金決定通知書(様式第2号)により、前条第1項の規定による申請を行ったもの(以下「申請者」という。)に通知しなければならない。

(給付金の額の制限)

第4条 申請者が給付金の支給の原因となった風評被害について、他の制度から補填を受けたときは、その補填の限度において、給付金を支給しない。

(意見の聴取等)

第5条 知事は、専門的知識を有する者若しくは関係者に意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(支給の取消し等)

第6条 知事は、給付金の支給を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 当該給付金の支給の原因となった風評被害について、他の制度から補填を受けたことが判明したとき。

2 第3条の規定は、前項の規定による給付金の支給の決定の全部又は一部の取消しをした場合について準用する。

(給付金の返還)

第7条 知事は、前条第1項の規定により給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る給付金の全部又は一部の返還を請求しなければならない。

(督促及び延滞金)

第8条 知事は、前条の規定により給付金の全部又は一部の返還を請求されたものが当該返還請求に係る給付金（以下「返還金」という。）を納期限までに納付しないときは、督促状により期限を指定して納付を督促しなければならない。

2 知事は、前項の規定により督促状を発した場合においては、その督促に係る返還金の額が100円以上であるときは当該返還金の額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で、納期限の翌日から滞納金の完納の日までの日数によって計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金額が10円未満であるときはその金額、延滞金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は徴収しない。

附 則

この要領は、平成16年3月11日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住所 (法人その他の団体にあつては、)
主たる事務所の所在地

申請者 氏名 (法人その他の団体にあつては、) 印
名称及び代表者の氏名

青森・岩手県境不法投棄事案に係る
風評被害対策給付金支給申請書

青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策要綱第3条第2項の規定により、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金の支給を申請します。

記

- 1 風評被害を受けた業種
- 2 風評被害発生期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(又は平成 年 月 旬～平成 年 月 旬)
- 3 風評の内容 (できるだけ詳しく)
- 4 風評被害の内容 (できるだけ詳しく)

(注) 被害を証明する書類、関係機関での調査に係る同意書を添付すること。

(様式第2号)

平成 年 月 日

殿

青森県知事

印

青森・岩手県境不法投棄事案に係る
風評被害対策給付金決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金の支給については、下記のとおり決定したので、青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金支給要領第3条の規定により通知します。

記

- 1 支給金額 円
- 2 決定理由